

令和2年6月（第6回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水)午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員(13名)

1番	松本 三千輝(筆頭代理)	2番	西山 隆文(次席代理)
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	7番	高木 敬司
8番	中村 光博	9番	大村 幸誠
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄(会長)		

4. 欠席委員

欠席 6番 野田 祐士

5. 報告推進委員(1名)

菅 啓一

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について  
日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権の合意解約について  
日程第3 報告第2号 許可不要転用届について  
日程第4 報告第3号 非農地証明について  
日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について  
日程第6 議案第2号 農地の転用のための許可申請について  
日程第7 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について  
日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画(農業委員会分)について  
日程第9 議案第5号 農用地利用集積計画(中間管理機構分)について  
日程第10 議案第6号 農用地利用分配計画(案)(中間管理機構分)について  
日程第11 令和元年度の目標及び達成に向けての活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及び達成に向けた活動(案)について  
日程第12 令和2年(2020年) 第7回 委員会の日時について

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

## 8. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和2年第6回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、6番野田委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名の出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番松野委員、9番大村委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

賃貸借の解約の案件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
許可不要転用届出が2件、許可不要転用届出一時転用が1件でございます。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。  
次に、日程第4 報告第3号 非農地証明についてご報告申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。  
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、非農地証明の報告といたします。  
次に、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可  
申請について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退席をお願いします。

《関係委員退室》

それでは、番号1番につきましては、3番上田委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告いたします。

6月3日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕うん機、噴霧器等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地にも水稻を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間250日、配偶者が経験年数25年、年間200日、長男が経験年数5年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、6,095㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について上田委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべて

の項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。  
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

続きまして、番号2番につきましては、菅推進委員に調査を頂いております。  
補足説明をお願いします。

(菅推進委員)

報告いたします。

6月7日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻、柿で、申請地には柿を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数25年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、21,309㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思しますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について菅推進委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、12番荒川委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

農地法第3条について調査報告いたします。

6月5日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、大豆で、申請地には大豆と粟をそれぞれ作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間250日、妻が経験年数20年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、8,007㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

以上報告終わります。

(議長)

只今、番号3番について荒川委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。  
菅推進委員さんに調査を頂いております。  
補足説明をお願いいたします。

(菅推進委員)

6月2日に現地調査を行いましたので、ご報告します。  
今回の申請は、申請者が自宅西側に擁壁を整備する案件でございます。  
転用許可基準について申し上げます。  
まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、自宅のための擁壁整備ということで、周辺に適当な土地を探す必要がないことから転用の見込みはあると思われまます。  
続きまして、一般基準について申し上げます。  
資力、信用については、特に問題ありません。  
許可後は速やかに工事に着工するそうです。  
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。  
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。  
以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、菅推進委員さんより補足説明を頂きました。  
早速ご審議を賜りたいと思えます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部ですが、番号1番につきましては7番高木委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

6月7日に高森推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について高木委員より補足説明を頂きました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべて

の項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第4号説明》

（議長）

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

利用集積計画でございますが、賃借権の再設定が22筆、使用貸借権の再設定が1筆、賃借権の新規が8筆という内容となっております。

それでは、ご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部のご審議をお願いいたします。

本件についてのご意見、ご質疑等はありませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)  
はい

(議長)  
それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)  
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。  
次に所有権移転の部のご審議をお願いします。  
本件についてのご意見、ご質疑等はありませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)  
はい

(議長)  
それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)  
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。  
次に、日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)  
《議案第6号説明》

(議長)

只今、議案第6号について説明を申し上げました。

議事参与に該当するものがございますので、関係委員は一時退席をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、議事参与の案件につきまして、ご審議お願いいたします。

本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いいたします。

《関係委員入室》

残りました案件につきまして、ご審議をいただきたいと思えます。

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

## 《全員挙手》

全員賛成ということでございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11 議案第7号 令和元年度の目標及び達成に向けての活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第7号説明》

（議長）

只今、議案第7号について説明を申し上げました。

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。

（7番委員）

遊休農地についてですが、農業委員会から毎年通知は出しているのでしょうか。

（事務局）

遊休農地の判定を受けた農地については、農地の意向調査を行うこととなっているので、基本的には通知は出すようになっています。

（7番委員）

なかなか解消がされないので、地区で解消を行っていることが多くある。

（議長）

遊休農地の解消に対応について、町としてどう対応していくかということでございました。町として意向調査を進めながら、遊休農地に対する指導はしていかなくてはならないところであります。委員さんより遊休農地についてご指摘をいただくと町としても指導が行っていくことができるかと思えます。よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

（13番委員）

農業の概要のところ農林業センサスのデータが記載されているが、数値がどのように変わっているのかわかりにくいところがある。推移がわかるような資料を作ってはいかがか。

(事務局)

次回作成時は推移がわかるような資料を添付します。

(議長)

議案第7号については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第12 令和2年第7回委員会の日時について申し上げます。次回は7月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員